

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

令和2年10月28日条例第5号

盛岡・紫波地区環境施設組合職員の勤務条件に関する条例（昭和48年紫波郡環境施設組合条例第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定により、職員の勤務時間、休日及び休暇（以下「勤務時間等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間等）

第2条 職員の勤務時間等については、別に定めがあるものを除き、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢巾町条例第6号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例中「任命権者」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（休暇の種類）

第3条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。

（組合休暇）

第4条 組合休暇は、組合休暇に関する条例（昭和44年矢巾町条例第2号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、条例中「任命権者」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、職員の勤務時間等について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年10月28日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前において、改正前の盛岡・紫波地区環境施設組合職員の勤務条件に関する条例（昭和48年紫波郡環境施設組合条例第5号）の規定によりなされた行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。